

児童虐待防止に向けた取り組み（H25）

大阪府における児童虐待の現状

【大阪府における虐待相談対応件数の推移】

年度	H20	H21	H22	H23	H24
全国児童相談所	42,664	44,211	56,384	59,919	66,807
大阪府子ども家庭センター	2,955	3,270	4,820	5,711	6,079
大阪府 41 市町村 (大阪府堺市除く)	5,950	6,471	7,675	8,214	8,725

- 【H24～25 に発生した死亡事案】**
- H24 1月 東大阪市 12歳女児
 - 4月 大阪市 6歳男児
 - 10月 大阪市 7か月男児
 - H25 9月 豊中市 1歳女児

事案の検証・課題

◆東大阪市における女児死亡事案についての外部有識者による点検・検証（H24）
 H24.3月から5回、会議を開催し、検証結果報告書を取りまとめ
 ≪再発防止に向けた取組 提言骨子≫

- ・保護者の病状が子どもに大きく影響する可能性が高い事例の場合、一時保護の解除や施設退所にかかるアセスメントに際しては、保護者の主治医から意見を聴取し、情報共有を適切・適時に行うこと。
- ・虐待が理由で施設入所した児童のうち、退所時点で虐待リスクの消失した事例を除く全ての事例について要保護児童対策地域協議会実務者会議にて情報を共有し、施設退所前に個別ケース検討会議を開催することなどをルール化すべき。
- ・家族の状態について急激な変化が見られた場合には、主担機関は、ただちに各機関の持っている情報を全て集約し、アセスメントし直すとともに、必要であれば、主担機関の判断に関わらず、危機感を強く持った機関から緊急に個別ケース検討会議の招集を要保護児童対策地域協議会の調整機関に依頼することなども検討するなど、危機管理的な視点をより強くもつべき。

大阪府子どもを虐待から守る条例（H23.2.1 施行）

- ◆条例の特徴
- ・経済的虐待（保護者がその管理に属しない子どもの財産を不当に処分すること）の明確化【第2条第3号】
 - ・通告から48時間以内の子どもの安全確認を明記【第13条第1項】
 - ・住宅を管理する者等に子どもの安全確認のための協力を依頼することを明記【第13条第3項】
 - ・毎年、報告書を作成し、公表することを規定【第9条】
- 取組みの柱
- 発生予防
 - 早期発見・早期対応の体制強化
 - 保護・支援の取組み
 - 人材等の育成

児童虐待防止の取り組み

周産期		<ul style="list-style-type: none"> ○若年層に対する「命の大切さ」の啓発 ○「望まない妊娠相談窓口（にんしん SOS）」の開設など児童虐待の未然防止のための妊娠・出産対策 ○社会的ハイリスク妊婦等に対する適切な支援を実施するための市町村保健師等の人材育成 ○妊婦健診の適正受診の啓発 ○母親教室や母子手帳での乳幼児揺さぶられ症候群（SBS）の予防啓発 ○要養育支援者情報提供票などによる医療機関と保健機関の妊娠期からの連携強化
0歳から6歳	健診	○市町村における乳幼児健診の実施（乳児、4ヶ月、1歳半、3歳）と未受診家庭へのフォロー
	訪問	○こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）と養育支援訪問事業の実施 ⇒上記事業で児童虐待のリスクのある家庭については、市町村要保護児童対策地域協議会で情報管理
	子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ○虐待予防マニュアル（医療機関及び保健師対象）による普及啓発 ○保育所等における虐待の発見、スマイルサポーター等による育児相談の実施 ○地域子育て支援拠点事業における在宅家庭の子育て支援 ○地域からの孤立や育児不安を強く感じている子育て家庭への支援に関する調査研究
学童期	学校	<ul style="list-style-type: none"> ○学校園と市町村及び子ども家庭センターとの連携（通告等に関する基本的ルール） ○いのちを大切に教育の推進 ○中学校・高等学校におけるスクールカウンセラーの配置 ○小・中学校におけるスクールソーシャルワーカーの活用 ○24時間電話相談窓口による教育相談の実施
その他		○未受診や飛び込みによる出産等実態調査

児童虐待対応体制

